

# 会計検査院等の検査における指摘について

令和3年度、会計検査院の検査において、県が指定する障害福祉サービス等事業者が**報酬の過大請求(定員超過利用減算未適用)について指摘を受ける事例**が発生しました。

国・県等の検査(実地指導)において指摘を受けた場合、過去5年度分までさかのぼり、報酬の過大請求に係る返還額を算定したり、必要な書類を作成するなど、多大な労力を要します。

障害福祉サービス事業者等は、障害者総合支援法、児童福祉法その他関係法令及び関係通知等において定められた基準等を遵守し、適正な事業運営及び報酬請求を行うよう、十分注意してください。

## ◆定員超過利用減算について

- ・以下に該当する場合は、当該1日又は当該1月間について利用者全員につき減算となります。
- ・減算の場合、算定される単位数は所定単位数の70%となります。

対象サービス		障害福祉サービス事業所等		障害児通所支援事業所等	
		生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型	療養介護、短期入所、宿泊型自立訓練、施設入所支援	児童発達支援、医療型児童発達支援(指定発達支援医療機関を除く。)、放課後等デイサービス、基準該当通所支援	障害児入所支援(指定発達支援医療機関を除く。)
1日あたりの利用実績	利用定員 50人以下 ※2	利用者数 > 利用定員 × 150%	利用者数 > 利用定員 × 110%	利用者数 > 利用定員 × 150%	
	利用定員 51人以上 ※2	利用者数 > (利用定員 - 50) × 125% + 75	利用者数 > (利用定員 - 50) × 105% + 55	利用者数 > 利用定員 + (利用定員 - 50) × 125% + 25	
直近の過去3か月間の利用実績	利用定員 11人以下 ※1	過去3か月間の延べ利用者数 > (利用定員 + 3) × 過去3か月間の 開所日数 ※2	過去3か月間の延べ利用者数 > 利用定員 × 過去3 か月間の開所日数 × 105%	過去3か月間の延べ利用者数 > (利用定員 + 3) × 過去3か月間の 開所日数	過去3か月間の延べ利用者数 > 利用定員 × 過去3か月間の 開所日数 × 105%
	利用定員 12人以上 ※1	過去3か月間の延べ利用者数 > 利用定員 × 過去3か月間の開所 日数 × 125% ※2		過去3か月間の延べ利用者数 > 利用定員 × 過去3か月間の開所 日数 × 125%	

直近の過去3か月間の利用実績において、2つある計算式のうちどちらを用いるか判断する利用定員(※1)は、**多機能型事業所の場合は、複数のサービスの利用定員の合計数**で判断し、計算で用いる利用定員(※2)はサービス単体の利用定員を用いる。

例: 就労継続支援A型10人、就労継続支援B型20人 = 合計30人

↑ 合計利用定員数が12人以上であるため、いずれのサービスも「12人以上」の場合の計算式を用いる。